十六　法第十七条第一項の規定による補助金の交付の決定の全部又は一部の取消し
十七　法第十八条第一項又は第二項の規定による補助金の返還の命令
十八　法第二十条の規定による他の補助金の一時停止又は当該補助金と未納額との相殺
十九　法第二十一条第一項の規定による徴収
二十　法第二十一条の二の規定による理由の提示
二十一　法第二十二条の規定による補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分の承認
二十二　法第二十三条第一項の規定による報告命令、職員による立入検査及び関係者に対する質問の実施
二十三　法第二十五条第一項の規定による不服の申出の受理
二十四　法第二十五条第二項の規定による申出に係る必要な措置及び通知

○厚生労働省告示第百二十八号

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号）第二十五条の三第一項第二号の規定に基づき、平成二十九年度における前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第二十五条の三第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める率を次のように定め、平成二十九年四月一日から適用する。

平成二十九年三月三十一日　　厚生労働大臣　塩崎　恭久

百分の九九・九五一五三六九二二三

○厚生労働省告示第百二十九号

児童福祉法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十三号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理等に関する告示を次のように定め、平成二十九年四月一日から適用する。

平成二十九年三月三十一日　　厚生労働大臣　塩崎　恭久

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理等に関する告示

第一　次に掲げる告示の規定中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

一　社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第三条第一号ヲ及び第五条第十四号イ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第三条第一号ヲ及び第五条第十四号イ並びに社会福祉に関する科目を定める省令第四条第六号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業（昭和六十二年厚生省告示第二百三号）第一項第一号

二　精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則第三条第一項第十号及び精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令第一条第七項の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業（平成十年厚生省告示第十号）第四号

三　厚生労働大臣の定める医療法人が行うことができる社会福祉事業（平成十年厚生省告示第十五号）第一項第一号ロ

四　経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針（平成二十年厚生労働省告示第三百十二号）別表第四第一号

五　経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるフィリピン人看護師等の受入れの実施に関する指針（平成二十年厚生労働省告示第五百九号）別表第四第一号

六　看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文に基づく看護及び介護分野におけるベトナム人看護師等の受入れの実施に関する指針（平成二十四年厚生労働省告示第五百七号）別表第四第一号

第二　消費税法施行令第十四条の三第六号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する資産の譲渡等（平成三年厚生省告示第百二十九号）の一部を次のように改正する。

題名中「第十四条の三第六号」を「第十四条の三第七号」に改め、第一号中「身体上又は」を「身体上若しくは」に、「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「第六条第一項」を「第六条」に改め、「属する者」の下に「（同条第二項に規定する「配偶者の生死が明らかでない者を含む。）」を削り、第四号中「身体上又は」を「身体上若しくは」に改める。

第三　児童福祉法施行規則第一条の三十四の厚生労働大臣が定める基準（平成二十一年厚生労働省告示第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

第一項第三号中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改め、第二項中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改め、「勤務している者」の下に「、規則第一条の三十八に規定する養子縁組里親研修を修了した者」を加え、「第六条の二第八項」を「第六条の三第八項」に改め、第三項中「の厚生労働大臣が定める研修」を「に規定する専門里親研修」に改める。

第四　児童福祉法施行規則第一条の三十六第二号の厚生労働大臣が定める研修（平成二十一年厚生労働省告示第二百二十六号）の一部を次のように改める。

題名及び第一項中「第一条の三十六第二号」を「第一条の三十七第二号」に改め、同項第一号中「すべて」を「全て」に改め、第二項中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改め、別表の注2中「知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設」を「障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設」に改める。

第五　児童福祉法施行規則第三十六条の四十二第二項の厚生労働大臣が定める基準（平成二十一年厚生労働省告示第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

題名中「第三十六条の四十二第二項」を「第三十六条の四十六第二項」に改め、第一項中「更新研修」を「養育里親更新研修」に、「第三十六条の四十二第二項」を「第三十六条の四十六第二項」に、「第六条の三第二項」を「第六条の四第一号」に、「第一条の三十五」を「第一条の三十六」に改め、同項第一号中「すべて」を「全て」に改め、同項第三号中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改め、第四項中「更新研修」を「養育里親更新研修」に改め、同項を第五項とし、第三項中「更新研修」を「養育里親更新研修」に改め、同項第一号中「すべて」を「全て」に改め、同項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　第一項の規定にかかわらず、規則第三十六条の四十六第四項に規定する養子縁組里親更新研修を修了した者に対しては、相当と認められる範囲で、第一項第一号に掲げる科目の一部を免除することができる。

○厚生労働省告示第百三十号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十三条第三項第五号の規定に基づき、児童福祉法第十三条第三項第五号の厚生労働大臣が定める講習会を次のように定め、平成二十九年四月一日から適用する。

平成二十九年三月三十一日　　厚生労働大臣　塩崎　恭久

児童福祉法第十三条第三項第五号の厚生労働大臣が定める講習会

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十三条第三項第五号の規定に基づき、児童福祉法第十三条第三項第五号の厚生労働大臣が定める講習会は、次の条件を満たすものとする。

一　都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び児童福祉法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市を含む。以下同じ。）又は当該都道府県からの委託を受けた社会福祉法人その他の者が行うものであること。